



報道発表資料

大田区が中央防波堤埋立地の帰属に関する調停案を受諾しない議案等を可決したことを受けて江東区長によるコメント（平成29年10月29日）

29日（日曜日）、大田区が中央防波堤埋立地の帰属に関する調停案を受諾しないこと及び境界確定の訴えを提起する議案を可決しました。

【山崎孝明 江東区長コメント】

中央防波堤埋立地の帰属については、昨年3月に松原区長からの要請を受けて以降、東京オリンピック・パラリンピック大会前の早期解決を図るという共通の目標に向けて、事務方の協議を精力的に行い相互理解を深めるなど、共に歩みを進めてきました。また、本年6月には、両区長・議長同士でも、その実現を図るためには、東京都に調停申請を行う以上、両区ともその結果を受け入れるということは固く約束してきたところであります。

こうした経緯があるにも関わらず、早期解決という大義を投げ捨て、調停案を拒否すると同時に、司法的判断に委ねる決断に至ったと聞き及んでおり、極めて遺憾であります。詳細については承知しておりませんが、これにより、東京2020大会の準備・運営や大会後のまちづくりへの影響等が懸念されるとともに、更なる時間だけでなく、公費を要することが見込まれます。地方自治法の趣旨によれば、まずは簡素で迅速な行政的解決として知事による裁定に委ねるべきであり、このような大田区の大局観を失った行為は、後世に大きな負担を残すことになりかねません。

本区としては、大田区が司法的手続きに踏み切る理由を明確にすることを求めるとともに、引き続き、区民、区議会、行政が一丸となって取り組んでまいります。

